

情報提供（2）資料

大気汚染物質（光化学オキシダント）
に係る環境基準の見直しについて

大気水質保全課

大気汚染物質（光化学オキシダント）に係る環境基準の見直しについて

1 概要

令和8年1月30日、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントの環境基準が改定され、本年4月1日の測定結果から新たな環境基準が適用されることとなった。

2 改定の背景

改定前の環境基準は昭和48年5月に設定され、その後多くの科学的知見が蓄積してきた。

国では、令和4年に策定した「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」において、環境基準の設定・再評価に向けた検討を行うとし、知見の収集に取り組んできた。

光化学オキシダントが人の健康等に与える影響に関する国内外の最新の科学的知見について評価が行われ、令和8年1月に環境基準が改定された。

3 改定の内容

(1) 環境基準の改定

○主な改定内容は、次のとおり。

①短期基準を1時間値から8時間値に変更

- ・ 持続的な暴露の影響を評価できるようにするため、諸外国が採用している8時間値に変更するとともに、最新の知見に基づいて健康への影響濃度を見直した。

②長期基準を新たに設定

- ・ 長期暴露に関する疫学知見等から、短期暴露とは異なる健康影響が確認され、健康を保護する観点から、長期基準を新たに設定した。

(2) 評価方法

○短期基準及び長期基準のいずれも達成した場合に、環境基準達成と評価する。

【短期的評価】 日最高8時間値の年間99パーセンタイル値^{※3}と比較

【長期的評価】 日最高8時間値の1年平均値と比較

※3：低い方から数えて99%の順位に相当する値。例えば、365日測定を行った場合は、
 $365 \times 0.99 = 361.35$ （小数点第1位を四捨五入）⇒ 361番目の値（高い方から数えて5番目の値）

4 今後の運用

(1) 測定結果の取り扱いについて

- ・ 来年度の測定結果から、新たな環境基準を適用する。
なお、令和7年度の測定結果は、改定前の環境基準により評価する。

(2) 国の動向について

- ・ PM2.5及び光化学オキシダントの総合的な対策のための「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」として、令和8年度から令和12年度の5カ年で、大気中濃度の一層の低減に向けた取り組みを行っていくこととしている。

(参考)

光化学スモッグ注意報等の発令基準は変更なし。

注意報：0.12ppm、警報：0.24ppm、重大警報：0.4ppm

改定前

【短期基準】
1時間値が0.06ppm以下
であること

改定後

【短期基準】
オゾン^{※1}として、8時間値^{※2}が0.07ppm以下であること

【長期基準】
オゾンとして、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること

※1：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

※2：当該時刻を含む前8時間の1時間値の移動平均値。例えば、「8時の8時間値」とは、「1時から8時までの1時間値（測定時刻は0時～8時）の平均値」をいう。